

2020年6月15日

宮城労働局 局長
毛利 正殿

宮城全労協 議長 大内 忠雄
仙台市若林区新寺1-5-26-510
電話・fax/022-290-0069

「宮城県最低賃金」審議への要請

新型コロナウイルス感染症が労働、雇用、賃金に深刻な影響を与えており、労働行政には様々な期待と要請が寄せられています。最低賃金審議の開始にあたり、以下、要請します。

「全世代型社会保障会議」が6月3日に開かれ、最低賃金が「少子化社会対策」とともに議題として設定されました。首相は会議後、最低賃金額改定について発言しました。

「賃上げは、成長と分配の好循環を実現する鍵となるものであり、積極的に取り組んで」きた。首相は政権発足前の10年間と政権発足後7年間の引き上げ額を対比させ、「(昨年度は)現行方式で過去最高の上げ幅」だったと指摘。「さらに昨年、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す、との方針を閣議決定」、「経済の好循環を回していく上で、賃上げは重要であり、中小企業の取引関係を適正化しつつ、この方針を堅持」すると述べ、次のように続けました。

「(他方で)新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」である。厚労大臣には「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進め」るようお願いする。

この発言は「最賃上げに陰り」「慎重」「不透明」などと報道されました。最賃抑制ムードを醸成させる効果をねらったのではないか、疑わざるを得ない発言です。

政府と中央銀行が協調して株価を下支えする政策を発動し、富裕層や大企業に利益が転がりこむ。その一方、民衆はパンデミックの犠牲を経済的にも背負わされる。このような事態に対して、世界各地で抗議の声が上がっています。

安倍政権の日本も「ウイズ・コロナ」のかけ声を巧みに利用して、貧困・差別拡大の道を追うのか。政治の姿勢と政策が問われています。



2020年、「コロナ危機」下の最低賃金審議は貧困、差別、低賃金労働を抜本的に変革する象徴としてなされるべきです。

日本弁護士連合会は「労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引き上げを後退させてはならない」と訴えました。

「・・・低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。ここに根本的な問題がある。また、・・・社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらの労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である」(6月3日、日弁連会長声明)

声明は中小企業に対する「長期的継続的な支援」の強化を求め、「最低賃金引き上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等」などに言及しています。

最賃大幅引き上げを求める声が低賃金労働者や地方、超党派の国会議員たちから上がっています。そのような声が審議に反映されるよう求め、以下、私たちの要請とします。

＜要請／「コロナ危機」を乗り越えるために、最賃大幅引き上げを求めます＞

(1)「新型コロナウイルス」による感染拡大が低賃金労働者、最賃水準で雇用されている労働者の生活を追いつめています。失業や生活保護申請の急増が報告されており、影響は拡大し長期化するだろうと予測されています。雇用を守ると同時に、大幅な最賃引き上げが必要です。

(2)「早期に全国加重平均1,000円を目指す」との閣議決定からの後退が強く懸念されます。「安すぎる日本の最低賃金」がクローズアップされるなか、日本でも「人間らしい生活のために最賃1千500円」の声が若い世代を中心に上げられてきました。「1千500円達成」をめざし「1千円超の実現」を求めます。

(3)中小企業の経営を支えることは政府の責任であり、必要な施策の実施が求められます。この間、政府予算をめぐる疑義が広がるなか、中小企業の最賃引き上げを支援するために当初・補正予算がどのように投じられるのか、政府に具体的な説明を求めることが必要です。

(4)パンデミックによる影響が観光産業や農林水産業をはじめ地方に波及しています。ここ数年、最賃の「地域格差」の拡大が大きな問題となってきました。「コロナ危機」のなかにあっても「地域格差」が打開、解消されないとすれば、地方の経済・社会への打撃はさらに深まることになります。全国一律最賃に踏み切るときです。

(以上)